

○可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例施行規則

平成 30 年 3 月 9 日
可茂衛生施設利用組合規則第 1 号

改正 令和元年 8 月 7 日 組合規則第 4 号

令和 3 年 1 月 18 日 組合規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、可茂衛生施設利用組合一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例（令和 3 年可茂衛生施設利用組合条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休業日及び受入時間)

第 2 条 一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）の休業日及び受入時間は、次のとおりとする。

名称	休業日	受入時間
緑ヶ丘クリーンセンター	土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 8 時 30 分から午後 4 時 30 分まで
ささゆりクリーンパーク「エコサイクルプラザ」	日曜日及び 12 月 31 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 8 時 45 分から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで。ただし、土曜日は午前 8 時 45 分から午前 11 時まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、条例第 4 条に規定する廃棄物の種類及び条例第 5 条各号に規定する使用者（以下「処理施設使用者」という。）に応じて、休業日又は受入時間を変更することができる。

(処理施設使用者の遵守事項)

第 3 条 条例第 7 条に規定する遵守事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定された以外の廃棄物を施設に搬入しないこと。
- (2) 施設への廃棄物の搬入は、常に安全に行うこと。
- (3) 施設の清潔保持に努めること。
- (4) 施設内における車両の通行速度は、時速 20 キロメートル以下とすること。
- (5) 施設に廃棄物を搬入する車両は、廃棄物の飛散並びに廃棄物に係る汚水及び臭気等に対する処置を講じること。
- (6) 施設の運営管理上支障を及ぼす行為をしないこと。

(使用料の後納)

第 4 条 条例第 6 条第 4 項ただし書の規定により、次に掲げる処理施設使用者は、使用料を後納することができる。

- (1) 構成市町村
- (2) 構成市町村以外の官公署
- (3) 構成市町村長の許可を受けた廃棄物の処理業者
- (4) 管理者が特に必要であると認める者

2 前項第1号及び第2号に該当する処理施設使用者は、搬入の際に施設使用料後納届出票（別記様式）を提出しなければならない。

（啓発施設の休館日及び開館時間）

第5条 ささゆりクリーンパーク「エコサイクルプラザ」内に設置する啓発施設の休館日及び開館時間は、第2条第1項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

休館日	開館時間
火曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日まで	午前9時30分から午後4時まで

2 前項の規定にかかわらず、管理者が特に必要と認めるときは、休館日又は開館時間を変更することができる。

（啓発施設の入場の制限）

第6条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者の啓発施設への入場を拒絶し、又は退場させることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれのある物品若しくは動物を携行する者
- (3) 啓発施設及び器具等に損害を与えるおそれのある者
- (4) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められる者
- (5) 管理者の許可を受けずに物品を陳列し、若しくは販売し、又は広告物を配布しようとする者
- (6) その他管理上支障があると認められる者

（その他）

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年組合規則第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和3年組合規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別記様式（第4条関係）

施設使用料後納届出票

届出日	年 月 日
請求先事業所名	
代表者名	
住所 (納付書送付先)	
電話番号	
車両番号	
搬入者氏名	
計量回数	
搬入する主な廃棄物	